



山形県公報

平成18年8月22日(火)
第1769号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

指定居宅サービス事業者の指定.....(最上総合支庁福祉課)...1145
指定介護予防サービス事業者の指定.....(同)...同
漁業共済の契約締結の申込みについての同意成立の届出.....(経営安定対策課)...同

告 示

山形県告示第811号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
平成18年8月22日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅サービス事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
有限会社カイセイカンパニー 最上郡金山町大字金山364番地	カイセイ福祉用具販売店 新庄市鉄砲町1-26 郷野目ストア中央 店内	特定福祉用具販売	平成18.8.11

山形県告示第812号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成18年8月22日

山形県知事 齋 藤 弘

指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
有限会社カイセイカンパニー 最上郡金山町大字金山364番地	カイセイ福祉用具販売店 新庄市鉄砲町1-26 郷野目ストア中央 店内	特定介護予防福祉用具販売	平成18.8.11

山形県告示第813号

次の加入区に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項の規定による漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをすることについての同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成18年8月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 加入区の名称
吹浦加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
 - イ 加入区の区域 飽海郡遊佐町の区域
 - ロ 漁業の区分 小型機船底びき網漁業(総トン数15トン未満の漁船によるものをいう。以下同じ。)

及びさけ小型定置漁業

- 2 (1) 加入区の名称
酒田市宮野浦加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
 - イ 加入区の区域 酒田市宮野浦の区域
 - ロ 漁業の区分 小型機船底びき網漁業
- 3 (1) 加入区の名称
酒田市南部加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
 - イ 加入区の区域 酒田市高見台、若宮町及び緑ヶ丘の区域
 - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業以外の漁業
- 4 (1) 加入区の名称
鶴岡市加茂加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
 - イ 加入区の区域 鶴岡市金沢、加茂、今泉及び油戸の区域
 - ロ 漁業の区分 小型機船底びき網漁業
- 5 (1) 加入区の名称
鶴岡市鼠ヶ関加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
 - イ 加入区の区域 鶴岡市五十川、温海、大岩川、小岩川、早田及び鼠ヶ関の区域
 - ロ 漁業の区分 小型機船底びき網漁業、さけ小型定置漁業及びばいかご漁業